

工事請負契約書(案)

工 事 名 兵庫教育大学(嬉野台)講堂舞台照明設備改修工事

請 負 代 金 額 金 円也(うち消費税及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額であり、1円未満の端数については、その端数金額を切り捨てたものである。

発注者 国立大学法人兵庫教育大学契約担当役事務局長 田中 賢一 と受注者 との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第 1 条 受注者は、別紙の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。
- 第 2 条 工事は、兵庫県加東市下久米942-1(兵庫教育大学嬉野台団地構内)において施工する。
- 第 3 条 着工時期は、契約締結日の翌日からとする。
- 第 4 条 完成期限は、2024年3月29日とする。
- 第 5 条 完成通知書は、兵庫教育大学総務部環境マネジメント課に送付するものとする。
- 第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結するものとする。
- 第 7 条 請負代金は、1回で支払うものとする。
- 第 8 条 請負代金の請求書は、兵庫教育大学総務部環境マネジメント課に送付するものとする。
- 第 9 条 完成請負代金の支払いについては、工事完成検査を合格した後、請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- 2 前項の工事完成検査の合格及び工事目的物の引渡日以前において、法令の改正により消費税及び地方消費税額の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税額の税率により計算した額とする。
- 第 10 条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人兵庫教育大学工事請負契約基準によるものとする。
- 第 11 条 この契約について、発注者受注者間に紛争が生じたときは、国立大学法人兵庫教育大学所在地を管轄区域とする神戸地方裁判所の裁定によりこれを解決するものとする。
- 第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

2024年 月 日

発注者

兵庫県加東市下久米942-1
国立大学法人兵庫教育大学
契約担当役 事務局長 田中 賢一

受注者